

新小岩ドリームウェイ商店街振興組合 撮影規約

- 1 撮影範囲による店舗及び通行人への迷惑を極力避ける為、下記規定を必ず守って撮影を行ってください。
- 2 撮影が決定した場合は警察の許可を取り、当商店街へご報告ください。
その後、当商店街より許可証を発行いたします。
- 3 詳細事項
 - ① 撮影日時について
土曜・日曜・祭日の撮影はご遠慮下さい。（応相談）
撮影時間は基本的にAM10:00～PM8:00までの間で受付けております。（応相談）
 - ② 区間通行止めについて
通行止めの間は通行人やお客様に細心の注意を払い極力迷惑の掛らないように対応をお願いいたします。
（例：区間両端に”あと〇秒で通行出来ます”等のプラカードを提示する等）
通行人やお客様、各店舗様からのクレームはすべて撮影側にて対応を行ってください。
タレントの起用や大掛りな撮影は警備員を増員するなどの措置を施してください。
- 4 交渉事項
下記事項は撮影側で交渉を行ってください。
 - ① 撮影する範囲内(別紙参照)全ての店舗と住民に許可を取る事。
 - ② タレント等の控室及び着替え室の使用場所。
 - ③ 特定の店舗を借りての撮影を行う場合の撮影許可の申請。(但し、この交渉は当商店街承諾後に行うこと)
 - ④ 特定の店舗を借りての撮影に関わる店舗使用料(営業保証金)。
- 5 その他
 - ① 発生する料金は荷物搬入(準備)～完全撤収までの時間で換算いたします。
 - ② 撮影により宣伝効果や集客効果が有り得るなど当商店街への利益が考えられる場合、使用料金等のご相談に応じます。
 - ③ スタッフ大人数での撮影、人気タレントの起用、セット使用等大掛りと思われる撮影の場合は必ず事前にご相談ください。
 - ④ 街頭インタビュー等スタッフが少人数の小規模な撮影は使用料金等のご相談に応じます。
 - ⑤ 撮影に伴って生じた事故(対人含む)や、店舗及び商店街の器物破損等に関して当商店街では一切の責任は負いません。すべて撮影側にて対処・保障を行ってください。
 - ⑥ 撮影に関わる車両の駐車場はすべて撮影側にて確保願います。商店街周辺道路への搬入、撤収以外の駐車は固くお断りいたします。
 - ⑦ 当規定は新小岩ドリームウェイ商店街に於いてのみ有効です。
 - ⑧ 新小岩銀座街商店街での撮影につきましては別途規定による許可が必要です。
 - ⑨ 当日、契約箇所以外を使用した場合は別途違約金を頂きますのでご注意ください。
- 6 キャンセルについて
下見を行ったり、当商店街とある程度の打合せを済ませた上でキャンセルとなった場合は必ずご連絡ください。
当商店街規定によりキャンセル料が発生する場合がございます。